

## Global Tax Update

### インド

デロイト トーマツ税理士法人

2021年7月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 1. 白物家電を対象とした生産連動型優遇策（Production-Linked Incentives scheme：以下「PLI」）

インド政府は、白物家電（エアコン及びLEDライトの部品）の国内製造を促すため、PLIについて通知を行った。また、インド政府は、エアコン、LEDライト及びそれら製品の生産に必要な部品の国内製造を促すため、PLIについて通知を行った<sup>1</sup>。白物家電分野は、インド国内の製造業生産高を大幅に増やすため、インド政府が今後数年にわたりPLIの対象として挙げた分野の一つである。

本PLIの概要は、以下のとおりである。

- 本PLIは、インド国内の製造を促し、白物家電の製造業におけるバリューチェーンに多額の投資を呼び込むため、財政的なインセンティブの付与を提案するものである。
- 本PLIは、各分野における障壁の除外、事業的な規模の創出、輸出の強化、安定的な部品のエコシステム及び雇用の創出を目的としている。
- 本PLIへの拠出額は623億8,000万ルピー（約8億3,300万USドル）を見込んでおり、インドで製造された製品の売上高（税引後の純額）の基準年度（FY2019～2020）からの増加額に対して、4～6%のインセンティブを5年間にわたり付与するものである（FY2022～2023における売上高の増加分から対象）。
- 申請者は、設備投資の累積増加額及び基準年度からの売上高増加額に関する要件を満たす必要がある。投資の初年度は、FY2021～2022となる。
- 本PLIの対象分野において、ブラウンフィールド投資又はグリーンフィールド投資を行う企業が本PLIの恩恵を受けることができる。
- 本PLIへの申請期間は、6カ月間である（延長される可能性がある）。
- 申請要件及び他の対象分野における事前資格審査要件など、本PLIの詳細については、追ってガイドラインが公表される予定である。

詳細については、[以下リンク（英語）](#)を参照されたい。

[Production-Linked Incentives \(PLI\) scheme for white goods](#)

#### 2. 所得税に係る各種期限の延長

直接税中央委員会（Central Board of Direct Taxes：以下「CBDT」）は、インドの1961年所得税法（Income-tax Act, 1961：以下「ITA」）に準拠して行われる申告等の各種提出期限を延長した<sup>2</sup>。新型コロナウイルス感染症の感染拡

<sup>1</sup> Notification F. No. P-29014/101/2020-LEI dated April 16, 2021

<sup>2</sup> Circular No. 9 of 2021 dated 20 May 2021

大が深刻化している状況で、納税者が各種法律上の遵守要件を満たすことが困難である状況を考慮し、インド政府は、ITAに準拠して行われる申告等の各種提出期限を延長した。

	各種申告書等の内容	当初の提出期限	延長後の提出期限
<b>会計年度 2020～2021 年の所得税申告</b>			
1.	国際取引又は特定の国内取引に関する移転価格報告書を提出しなければならない納税者の所得税申告	2021年11月30日	2021年12月31日
2.	国際取引又は特定の国内取引に関する移転価格報告書の提出は不要である納税者の所得税申告（この場合、企業及び納税者は、監査は受けなければならない）	2021年10月31日	2021年11月30日
3.	上記1及び2に該当しない納税者の所得税申告	2021年7月31日	2021年9月30日
4.	所得税の期限後申告又は修正申告	2021年12月31日	2022年1月31日
<b>会計年度 2020～2021 年の ITA に準拠した監査報告書又は財務諸表等</b>			
5.	ITA に準拠した監査報告書	2021年9月30日	2021年10月31日
6.	納税者が国際取引又は特定の国内取引を行った場合の会計士による（移転価格）報告書	2021年10月31日	2021年11月30日

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人  
International Tax and M&A

パートナー 林 博之 [hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp)

Deloitte India

パートナー Bhavik Timbadia [btimbadia@deloitte.com](mailto:btimbadia@deloitte.com)

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni [kpawan@deloitte.com](mailto:kpawan@deloitte.com)

## ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人  
東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800 (代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者や被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group



IS 669126 / ISO 27001